



平成22年12月10日

各 位

会 社 名 株式会社 平 賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(JASDAQ・コード7863)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 柴田 憲一
電話03-3991-4541

外部調査委員会調査報告書の公表について

当社は、平成22年11月15日付「平成23年3月期第2四半期報告書の提出遅延に関するお知らせ」において、平成21年6月5日付「業績に影響を与える可能性のある事項の発生について」でお知らせいたしました当社元代表者である平賀明男により独断で約束手形が当社仕入先業者に対し資金融通のため振り出された件について追加で確認を要する事項が発生したことにより、外部の専門家による調査委員会を設置し、調査することをお知らせしておりました。

外部調査委員会には、第三者の立場から、発生した事実の正確な把握、原因究明、再発防止策に関する提言などをお願いしておりましたが、本日外部調査委員会より調査報告書の交付を受けましたので、外部調査委員会調査報告書を別添にてご報告いたします。

また、外部調査委員会調査報告書に記載されている社名及び個人名については、特定しなくとも事実関係の理解に差し支えない部分については、表記を外部調査委員会において配慮していただいております。

当社は、同報告書の内容を真摯に受け止め、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の充実・強化を図るなど、再発防止体制の構築に取り組み、信頼の回復に向け全力を尽くす所存です。

外部調査委員会調査報告書の要旨

第1 外部調査委員会について

1 委員会設置の経緯

株式会社平賀（以下、「会社」という。）は、平成22年11月9日に、元会社代表取締役D氏（以下、「D氏」という。）が独断で裏書きした手形2通（以下、「発覚した手形」という。）の存在を、その振出人C株式会社（以下、「C社」という。）代表取締役E氏（以下、「E氏」という。）から聞き、同日、内部調査委員会を設置して基礎的な事実関係を確認した上で、同月10日に会社の会計監査人であるP監査法人（以下、「P法人」という。）に申告した。

そして、会社は、内部調査委員会における調査を実施したが、平成22年11月15日に予定していた第2四半期報告書に対するP法人からの四半期連結財務諸表に対する結論の表明を得ることができず、同日及び同月19日の二度にわたって同報告書の提出予定日を延長するに至った。なお、現在の提出予定日は平成22年12月14日である。

その後会社は、内部調査委員会の調査によって、発覚した案件手形以外にも上記のような裏書き行為が存在することを突き止めた。そのため、会社は、内部調査委員会の調査を実施したのみでは、裏書き行為の全容の解明、その発生原因の究明、再発防止策の策定等について十分な成果を得られないと判断し、平成22年11月26日、外部調査委員会を設置した。

なお、外部調査委員会による調査報告書提出時期については、上記のとおり第2四半期報告書の提出が同年12月14日に予定されており、同日までに調査を完了した上で、提出に必要な手続も完了する必要があることなどの事情から、目安として同月8日に指定された。

2 委員の構成

当職は、上記依頼に基づき、直ちに、委員を下表のとおり定め、外部調査委員会を構成した。なお、当職を含む委員会の構成員には、過去において、会社との間に独立性、中立性に影響を及ぼすような関係や取引は一切ない。

	氏名	資格	所属
委員長	岩崎 晃	弁護士	虎ノ門南法律事務所
委員	吉田 猛	公認会計士	吉田公認会計士事務所
委員	赤堀 有吾	弁護士	虎ノ門南法律事務所

3 調査目的事項

会社から外部調査委員会に対して依頼された調査目的事項は、平成21年6月5日付け「業績に影響を与える可能性のある事項の発生について」で発表された会社元代表者であるD氏により独断で約束手形が会社仕入先業者に対し資金融通のため振り出された件に関する追加調査であり、具体的にはD氏が行った手形裏書き行為の実態、その発生原因の把握及び再発を防止するために必要な措置であった。

4 調査方針

外部調査委員会は、短期に調査を完了する必要があること、内部調査委員会の調査が先行して

実施されていたことなどから、独自に調査を実施する前提として内部調査委員会の調査結果にも一部依拠することとした。

上記方針による場合、内部調査委員会による調査手続の透明性、妥当性、調査結果の客観性、正確性を確保することが必要不可欠であるから、外部調査委員会は、随時、内部調査委員会との合同会議、電話、電子メール等による内部調査委員会からの情報提供の機会を多く設け、調査の対象及び方法の選択、調査手続の実施方法、調査結果を導く基準の設定、調査結果の表示方法等について、監視、監督を行うとともに、調査経過、結果について、逐次、報告を受けて必要な指導、助言を与えることとした。

なお、外部調査委員会は、日本弁護士連合会による2010年7月15日付け「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を踏まえて調査活動を行った。

第2 発覚の端緒と外部調査委員会設置に先立つ内部調査委員会の調査結果

1 発覚の端緒

平成22年11月8日午後E氏が会社の裏書きがなされた手形の写しを持参して会社専務取締役を訪ね、さらにもう1通の合計2通、D氏によって会社の裏書きがなされた手形が存在する旨述べたことが発端であり、翌9日に会社代表取締役が、その報告を受け、内部調査委員会を設置して事実を確認するよう社内に指示を行った。

2 内部調査委員会の設置

会社は、会社代表取締役社長を委員長とし、以下の調査目的及び委員の構成記載のとおり、内部調査委員会を設置した。

<調査目的>

- ① 発覚した2通の手形に関し、発生した事実の正確な把握
- ② 上記事実が平成21年6月に実施した前回調査において認識できなかった原因等の明確化
- ③ 発覚した手形以外の、不適切な会社の裏書きがなされた手形の有無
- ④ ①及び③による会計上の影響及びその額

<委員の構成>

委員長	会社代表取締役社長	中村則丈
委員	会社取締役管理本部長	柴田憲一
委員	会社管理部長	須賀通雄
委員	会社経理課課長代理	鈴木達也

なお、内部調査委員会に対しては、平成21年6月に実施された外部調査委員会による調査の委員であった弁護士及び公認会計士各1名が、補助及び助言を行っている。

また、外部調査委員会としては、上記調査委員会の構成員（補助及び助言を行う弁護士及び公認会計士を含む。）は、上記調査目的記載事項の対象となった事象及び平成21年6月の調査の対象となった事象への関与の疑いはなく、これら構成員により内部調査委員会が実施する調査手続の透明性、妥当性、調査結果の客観性、正確性が確保されていることを確認した。

3 外部調査委員会設置に先立つ内部調査委員会の調査結果

内部調査委員会は、設置後、各種調査を実施し、(1)及び(2)記載の事実を把握した。

(1) 発覚した2通の手形に関する調査

内部調査委員会においては、上記E氏の供述から不適切な手形裏書きが発覚した2通の手形に関して、E氏、G株式会社(以下、「G社」という。)代表者N氏(以下、「N氏」という。)らから事情を聴取するなどの調査を行って、以下の事実を把握した。

ア 発覚した2通の手形の内容

上記E氏の供述から判明した2通の手形に関して内部調査委員会が調査を実施した結果、これら2通の手形の内容は下表のとおりであることが判明した。

手形番号	AB23646	AB23647
振出人住所	静岡県富士市比奈 856 番地	静岡県富士市比奈 856 番地
振出人	C社	C社
	代表取締役 E氏	代表取締役 E氏
額面金額	¥50,000,000	¥50,000,000
振出日	平成21年3月6日	平成21年3月6日
支払期日	平成22年10月31日	平成22年11月30日
支払場所	金融機関A	金融機関A
第1裏書人	(株)平賀	(株)平賀
第2裏書人	G社	G社
第3裏書人	R社	R社
第4裏書人	S社	S社

イ 2通の手形の流通経過

内部調査委員会が、上記2通の手形に関して関係者から事情を聴取したところ、以下の事実が判明した。

- ① 上記2通の手形は、平成21年3月6日ころ、C社が、その資金調達のために振り出し、D氏により会社名義の裏書きを受けて、N氏に交付されていたもので、C社の必要に応じて、G社が何らかの形でこれを現金化する約束がなされていた。なお、上表のうち、「支払期日」については、白地のまま手形が交付されていた。
- ② 平成21年4月22日に、E氏は、N氏に対して、当該手形を利用した資金調達の必要がなくなったことを理由に廃棄を依頼し、N氏もこれを了承していた(ただし、実際には廃棄が行われていなかった。)
- ③ 平成22年4月になって、資金繰りに窮したG社は、上記2通の手形を廃棄していなかったことに気づき、これを担保とする資金調達の可否をS株式会社(以下、「S社」という。)に打診して手形を交付した。
- ④ これを受けたS社は、R株式会社(以下、「R社」という。)を窓口金融機関からの資金調達を計画したが、結局、調達はできなかった。なお、金融機関に借入れを打診する際に、「支払期日」がS社あるいはR社によって補充された。

⑤ 平成22年10月になって、S社は、上記2通の手形の取立てを依頼し、振出人であるC社にその旨を連絡した。会社は、これらの経緯についてE氏の供述から知ることとなり、その後、各社の協力を得て、手形2通を無償にて回収した。

(2) (1) 以外の不適切な手形裏書きがなされた手形の存在

内部調査委員会は、(1)以外の不適切な手形裏書きがなされた事実の存否を確認するためC社事務所に赴き、代表者であるE氏の了解を得、かつ、同人の立会の下、11月12日、13日、15日に事務所内にある各種資料を検索した。その結果、会社名義の裏書きがなされたC社振出の手形11通の写し、G社振出の手形8通の写し、Z株式会社（以下、「Z社」という。）振出の手形3通の写し（以下、「C社から写しが発見された手形」という。）を発見した。なお、C社においては、手形を回収した場合には直ちに廃棄することによって手形の現物は存在せず、また、上記以外の手形の写しは発見できなかった。

これら手形の写し及びこれに手書きでなされたメモの内容を基に、関係者の特定を行ったところ、判明した事実は以下のとおりである。

① 会社名義の裏書きがある手形の振出人（3社）

C社、G社、Z社

② C社が会社名義の裏書きがある手形を交付した相手方（4社）

G社（G社振出の手形以外）、X社、S社、T社

第3 外部調査委員会による調査とその結果

1 外部調査委員会の調査方法の確定

外部調査委員会では、設置後、速やかに第2の3記載の内部調査委員会の調査結果の報告を受け、かつ、会社役員、従業員、E氏及びD氏からの事情聴取を実施して以下のとおり事案の概要を把握するとともに、調査の方法を確定した。

(1) 事案の概要

ア 実行行為者と目的

内部調査委員会の調査の結果、認識された手形裏書きの実行行為者は、D氏であり、その目的は、C社の資金調達であった。その根拠は、会社名義による手形裏書きが、平成21年6月に実施された会社名義の約束手形の振出しと関連する行為であることにあるが、この点につき、D氏及びE氏は、事情聴取において、それぞれ認める旨の供述をしている。

外部調査委員会としては、上記内部調査委員会の調査結果が明らかに不正確であると認める理由を見いだすことができない上、上記D氏及びE氏の供述は、自らに不利益な事実を認めるもので、その範囲で信用できるものと考え、会社名義の手形裏書きの実行行為者は、D氏であり、その目的は、C社の資金調達にあることを事案の概要として把握して、調査を実施することとした。

イ 手形の流れ

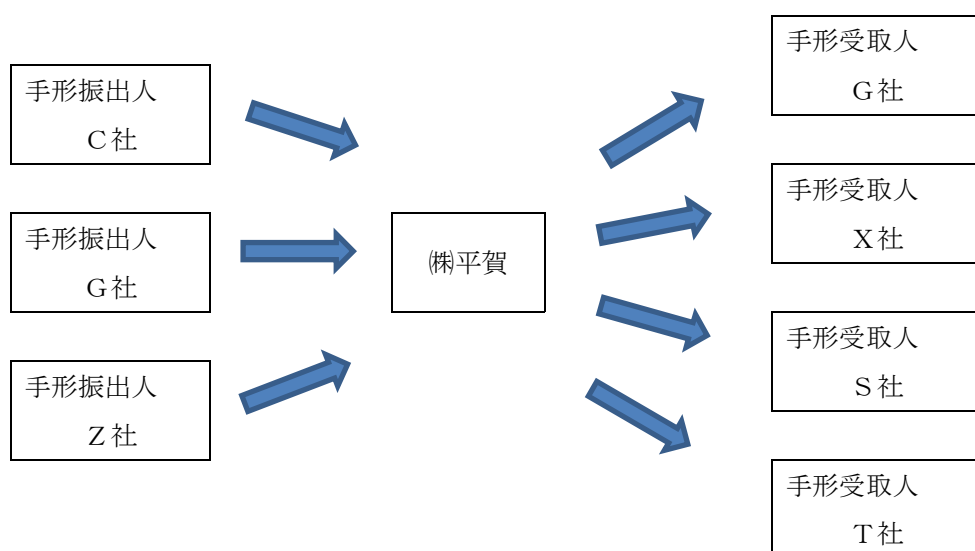
内部調査委員会の調査の結果認識された、C社から写しが発見された手形の流れを図示すると、下図のとおりとなり、これ以外の関与者を特定する資料はないとのことである。すなわち、手形振出人であるC社、G社、Z社が振り出した手形に会社名義で裏書きを行い、そ

の手形が手形受取人であるG社（G社振出手形以外）、X株式会社（以下、「X社」という。）、S社、T株式会社（以下、「T社」という。）に持ち込まれている。

そして、E氏及びD氏の事情聴取の結果によれば、会社名義の裏書きは、C社の資金調達の需要に応じて行っていたもので、C社から写しが発見された手形に限られないとのことであったが、両名ともに、どの手形にどのように裏書きを行ったか具体的な記憶がないとのことであった。なお、E氏において確定的に言えることは、会社が裏書きした手形は、安易に取立に回されては困るので、自分が信用しているG社、X社、S社、T社以外には持ち込んでいないことだとのことであり、D氏において確定的に言えることは、自分が会社名義で裏書きした手形の振出人は、C社、G社及びZ社の3社だけであり、Z社振出手形は2ないし3通のみであったことだとのことであった。

外部調査委員会としては、E氏及びD氏は、平成21年6月に実施された外部調査において虚偽の事実を記載した誓約書を提出していることから、それらの供述単独で、あるいはE氏とD氏の供述が一致することのみをもって信用することはできないが、これまでの内部調査委員会の調査によって得られた証拠資料と合致する範囲において信用することができるものと判断した。

外部調査委員会としては、上記内部調査委員会の調査結果を基礎に、E氏及びD氏の説明を、内部調査委員会の調査結果に矛盾しない範囲で採用することとして、下図のとおり手形の流れを事案の概要として把握して調査を実施することとした。



(2) 調査対象者，方法，期間の確定

ア 調査対象者の確定

上図はあくまでも調査開始時点において仮定した事案の概要ではあるが、少なくともこれらの者が会社名義の裏書手形の流通に関与していた事実は存在することから、これらの者の立場、関与の度合い等を考慮して事情聴取等の調査を実施し、調査の進捗に従って必要な対象者が現れれば、さらなる事情聴取等の調査を実施することとした。

イ 調査方法の確定

調査方法は、原則として内部調査委員会が獲得した証拠資料の分析、調査対象者からの事

情聴取及び新たな証拠資料の獲得、分析を中心とし、必要に応じて、調査対象者以外からの事情聴取などを実施することとした。

ウ 調査期間の確定

① 始期

D氏が代表取締役就任したのは平成18年9月であるが、同人は、平成17年9月20日にC社のG社に対する債務を個人保証するなど、C社の資金調達にその時期から関与していた事実が判明しているため、平成17年9月1日を調査対象の始期とした。

② 終期

平成21年6月5日付けで「業績に影響を与える可能性のある事項の発生について」により適時開示がなされ、同日付で、D氏が代表取締役及び取締役を辞任していることから、平成21年6月30日を調査対象の終期とした。

2 外部調査委員会による調査

(1) 手形振出人側

ア C社について

E氏から任意に提供された平成17年9月以降平成21年6月までの間にC社が振り出した手形のすべてを手形用紙から割り出すとともに、これらの決済状況をC社が開設したすべての当座預金口座5口座に関して、その取引履歴と照合した。その結果については、下表のとおりであり、当社が手形上の債務を負担する危険がある手形が存在する可能性は低い。

No.	金融機関名	手形振出	決済済み	廃棄済み	遡及義務 時効消滅	白地補充権 時効消滅	債務負担
1	金融機関A	678	524	96	57	1	0
2	金融機関B	648	594	51	3	0	0
3	金融機関C	87	78	9	0	0	0
4	金融機関D	0	0	0	0	0	0
5	金融機関E	0	0	0	0	0	0
	合計	1413	1196	156	60	1	0

なお、上表の用語の意義は以下のとおり。

手形振出：調査対象期間中に振り出した手形の総数

決済済み：当座預金口座にて決済が完了した手形の数

廃棄済み：手形帳に廃棄したことを示す表示がある手形の数

遡及義務時効消滅：手形帳に支払期日の記載があり、手形法（70条2項、3項、77条1項8号）により、仮に会社の裏書があったとしても、支払期日から1年以上経過したため、遡及義務が法律上時効消滅している手形の数

白地補充権時効消滅：手形帳に支払期日の記載がないが、振出日から5年が経過し白地部分の補充権が時効消滅しており、仮に支払期日が白地で振り出され、かつ、会社が裏書きしていたとしても、会社が手形上の義務を負う可能性が低い手形の数

以上から、仮に、上記期間中にC社によって振り出された手形に会社名義の裏書がなされていたとしても、現時点で会社はその手形上の責任を負うことが低いことが確認された。

イ G社（手形受取人側でもある）

（ア）管財人から提供を受けた資料の精査

G社は、平成22年10月25日、東京地方裁判所において、破産手続開始決定を受けていたため、外部調査委員会は、破産管財人と接触し、G社の手形の授受に関する資料のうち本外部調査に関連する部分の提供を受け、その精査を行った。その結果は、以下のとおりである。

① G社がC社宛てに振り出した手形

上記資料によれば、調査対象期間中にG社が振り出した約束手形の総数は206通であり、そのうちC社宛てに振り出した手形の総数は46通であった。そして、C社宛てに振り出された手形の支払期日の最終日は、支払期日延期分も含め平成21年10月10日である。したがって、それらすべての手形について、仮に会社名義の裏書がなされていたとしても、現時点では、会社の遡及義務は時効により消滅している。

② G社が受け取ったC社振出の手形

上記資料によれば、調査対象期間中にG社が受領した手形は1581通であり、そのうち、C社から受領した手形は331通であった。このうち、C社が振り出した手形は246通あり、第2の3（1）記載の発覚した手形2通を除き、すべての手形がC社の当座預金口座にて決済が完了していることが確認された。

①及び②の調査から、G社が振り出した手形に、会社名義の裏書がなされていたとしても、その遡及義務は時効により消滅していること、G社が受領したC社振出しの手形に、会社名義の裏書がなされていたとしても、そのすべてが決済済みであることが確認された。

（イ）破産管財人による事実の確認

破産管財人は、以下の事実について相違ないことを書面にて確認した。

- ・破産管財人が知る限り破産手続開始決定以降、現時点までに引き継いだ資産の中に、会社が裏書人となっている手形は一切存在しないこと
- ・破産手続開始決定以降、書面による確認日までの間、破産管財人宛てに、会社が裏書人となっている手形を所持し、会社に対して、手形上の請求を行う旨申し入れてきた者は一切いないこと
- ・破産者代表者及び経理担当者は、破産管財人に対し、G社は、破産手続開始決定以前、手形の授受について手形帳を作成して管理していたと説明していること

ウ Z社

Z社代表取締役は、内部調査委員会の事情聴取に応じ、かつ、同社の手形授受を記録した手形帳及び当座照合表を提示して調査に協力した。その結果、Z社が当座預金口座を開設した平成20年2月以降、同社が振り出した手形は194通あり、その内163通は既に当座預金口座において決済済みで、残りの31通については、調査対象期間後の振出しであり、支払期日が未経過であることが確認された。

また、外部調査委員会は、Z社代表者作成の書面により以下の事項について確認した。

- ・現在、会社振出の手形、又は会社の裏書、保証若しくは引受のある手形を所有・所持してい

ないこと

- ・会社は、Z社に対し、手形上の債務はもちろん、保証その他一切の債務を負っていないこと
 - ・Z社は、過去に振り出した手形については、すべて支払期日に決済していること
- 以上から、Z社が振り出した手形に、会社名義の裏書がなされていたとしても、そのすべてが決済済みであることが確認された。

(2) 手形受取人側

ア X社

X社経理課長らは、内部調査委員会の事情聴取に応じ、C社が振出、会社が裏書きをした手形5通を所持しており（ただし、裏書き欄は赤いマジックで抹消してあった）、これらについては、手形上の権利が存在するものではないとのことで、会社はこれら5通の手形の返還を受けた。

その上で、外部調査委員会においてX社経理課長及びその前任者（既に退職済み）に事情を聴取したところ、以下の事実が判明した。

- ① E氏は、先代の代表取締役であるM氏が長くつきあい、仲人をする程度に個人的に親しい人物であった。
- ② その縁などで、X社はC社からの融資依頼に応じていた。
- ③ 融資する際には、何ら担保がないので、C社が持参する手形を事実上預かっていた。
- ④ 持参する手形には、C社が振り出し、会社が裏書きしたものがあつたが、C社以外の手形に会社が裏書きしたものは見たことがない。
- ⑤ C社から預かった手形は、これにより額面金額を回収できるとは思っておらず、手形の授受に関する会社の帳簿にも一切記載していない。
- ⑥ 融資が返済されると手形をC社に返還していたのだが、返還せずに手元に残ってしまったものを、今回、会社にお渡しした。
- ⑦ すでに融資が返済されているので、X社にとっては紙くずだが、第三者の手に渡るのは危険だと思い、当事者の名前を赤いマジックで消して金庫に保管していた。

さらに、外部調査委員会は、X社代表者作成の書面により以下の事項について確認した。

- ・現在、会社の裏書、保証若しくは引受のある手形を所有・所持していないこと
- ・会社振出の手形についても、X社と会社との間の直接の商取引に伴って振り出された手形以外は所持・所有していないこと
- ・会社は、X社に対し、保証債務を負っていないこと
- ・X社は、過去に会社振出の手形（会社との間の直接の商取引に伴って振り出された手形以外のもの）、又は会社の裏書、保証若しくは引受のある手形を見たことはありますが、X社の知る限り、これらは、全て、既に振出人において決済され、又は回収されていること

イ S社

S社代表取締役L氏は、内部調査委員会による事情聴取に応じ、外部調査委員会は、その内容を調査の基礎とするとともに、同人作成の書面により以下の事項について確認した。

- ・現在、会社振出の手形、又は会社の裏書、保証若しくは引受のある手形を所有・所持していないこと

- ・会社は、S社に対し、手形上の債務はもちろん、保証その他一切の債務を負っていないこと
- ・S社は、過去に会社振出の手形、又は会社の裏書、保証若しくは引受のある手形を見たことはあるが、S社の知る限り、これらは、全て、既に振出人において決済され、又は回収されていること

なお、S社は、第2の3（1）記載のとおり、会社が裏書きした手形につき取立を依頼した張本人であり、仮に、その時点で会社が裏書きした手形をさらに保有していれば、その時点で一緒に取立を依頼するなどして権利を主張していたものと考えられる。したがって、上記確認は、その範囲で信用性が補完されているものと考えられる。

ウ T社

内部調査委員会においては、T社代表取締役W氏は、内部調査委員会の事情聴取に応じ、外部調査委員会は、その内容を調査の基礎とするとともに、同人作成の書面により以下の事項について確認した。

- ・現在、会社振出の手形、又は会社の裏書、保証若しくは引受のある手形を所有・所持していないこと
- ・会社は、T社に対し、手形上の債務はもちろん、保証その他一切の債務を負っていないこと
- ・T社は、過去に会社振出の手形、又は会社の裏書、保証若しくは引受のある手形を見たことはあるが、T社の知る限り、これらは、全て、既に振出人において決済され、又は回収されていること

なお、T社は、会社が第2の3（1）記載の発覚した手形をS社から回収する際の協力者であり、仮にその時点で会社が裏書きした手形を保有していれば、その時点で権利を主張していたものと考えられる。したがって、上記確認は、その範囲で信用性が補完されているものと考えられる。

3 追加調査の要否

外部調査委員会は、上記調査を遂げた上で、以下①ないし④の点を検討し、さらなる関与者への調査は不要であると判断した。

① D氏以外の手形裏書行為の実行行為者が存在する可能性が低い

会社名義の手形の裏書きは、会社銀行取引印が押印されているが、D氏以外の者が、これを自由に使用することはできなかった。すなわち、調査対象期間中の社内規程では、手形の裏書き（ただし、取立依頼を目的とする取引銀行宛の裏書きは除く）は会社の業務として想定されておらず、かつ、銀行取引印の押捺には、稟議、押印申請等の手続を要するが、本件ではそれが践まれた記録はない。また、会社銀行取引印は、金庫内に保管され、その鍵は、経理課長及び総務課長が保管していたが、それらの者に対して上記手続を無視して会社銀行取引印を使用できる状態にするよう指示できる人物はD氏以外には存在せず、また、それらの者は、現実にD氏以外から、そのような指示を受けたことがない。したがって、D氏以外の人物が手形裏書き行為の実行行為者として存在する可能性は低いと考えられる。

② D氏がC社以外のために手形裏書を行う可能性が低い

会社が管理する来客名簿によれば、D氏に対する来客のうち、取引業者で頻繁に訪問していた者は、E氏以外には存在せず、E氏以外にD氏に対して手形の裏書きを要求する人物の存在

を想定することができない。なお、会社においては、事実上、銀行取引印が社外に持ち出せないで、これを前提とすると、E氏が、多数回、会社を訪問していたことは重要な意味を持つ。

③ 3社以外の振出手形に裏書きした可能性が低い

内部調査委員会及び外部調査委員会の調査によって把握された証拠書類に基づき裏書き後の手形の流れを見る限り、会社名義の手形裏書きは、C社の資金調達のために実行されたものである。

C社は、平成20年10月31日に1回目の不渡りを出すまでは、C社及びC社との間で融通手形を行っていたG社振出手形に会社名義の裏書を得ることでその目的を達していたので、手形振出人を第三者にまで広げる必要がなかった。また、1回目の不渡り後は、C社以外が振り出した手形を使用する必要性はあったが、Z社以外には、容易に手形を自社の資金調達に使用させる相手方を捜すことができなかったようである。

また、外部調査委員会の調査の過程において、上図記載の3社以外が振り出した手形をC社が自社の資金調達のために利用した事実を示す証拠の存在を確認することはできなかった。

そこで、外部調査委員会としては、上図記載の3社以外が振り出した手形に会社名義の裏書きがなされた可能性は低いものと考え、さらなる手形振出人の存在につき調査を行う必要はないと判断した。

④ 4社以外の者が会社名義の裏書のある手形を受け取った可能性が低い

会社名義の手形裏書が上記の目的で行われていた以上、その手形の受取人は、C社が私的に資金の調達（手形の割引による現金化を依頼する、あるいは、手形を担保に資金の貸し付けを受ける方法）を依頼しうる相手であり、E氏の説明によると上図の4社のみがその条件を満たしうるとのことである。

外部調査委員会の調査によっても、平成21年6月の調査において虚偽の事実を記載した書面を提出しているE氏の説明が直ちに信用しうるものではないことは、言を俟たないが、内部調査委員会及び外部調査委員会の調査の結果によれば、上図の4社は、それぞれにC社と個人的信頼関係があることがうかがわれ、上記E氏の説明も必ずしも不合理な内容であると断ずることができない。

そして、外部調査委員会の調査の過程において、上図の4社以外にE氏が私的に資金の調達を依頼しうる相手方の存在は確認できなかった。

そこで、外部調査委員会としては、上図記載の4社以外に会社名義の裏書がなされた手形が持ち込まれた可能性は低いものと考え、さらなる手形受取人の存在につき調査を行う必要はないと判断した。

仮に今回の対象者以外に手形の受取人が存在し、あるいは、さらに手形を受領した者が存在したとしても、上記のとおり、調査対象期間中に手形振出人である3社が振り出したすべての手形について、その帰趨が判明している以上、会社名義の裏書きがなされた手形がそれらの者の下に残存する可能性は低いものと考えられる。

4 結論

上記の調査結果を踏まえ、外部調査委員会としては、D氏による会社名義の手形裏書の実態は、第3の1（1）イの表記載の関係者の中で行われていたもので、会社名義の手形裏書きがなされた

可能性のあるすべての手形についてその帰趨が確認されたことから、今後、会社名義の裏書きがなされた手形により会社が債務負担する危険性は極めて低いものとする。

第4 再発防止策の提言

この点に関しては、平成21年7月21日付け「株式会社平賀 外部調査委員会 調査報告書」において、

- 1 研修・教育の抜本的見直し・規範意識の再徹底
- 2 重要財産などの管理態勢の強化
- 3 上記防止策の実施状況の確認

などが提言されており、今回の調査の過程において、その提言に従った対応がなされていることが見受けられたので、敢えて重ねて触れることはしない。

ただし、上記提言に含まれていない事項で、外部調査委員会として敢えて触れなければならない点がある。それは、会社が、創業者の同族会社として一族がその経営の支柱となって発展してきた会社であることに根ざす問題であり、D氏が独断で、社内規則を無視し、他の役員、従業員に秘匿して代表取締役として本件のような行為に及ぶことが容易に可能であったという点である。

もとより、実行行為者の個性が今回の一連の事案を発生させていることは否定できないところであるから、それを無視して本件を分析することは意味がないことではある。また、現在の代表取締役は創業者一族とは一線を画した人物であるから、直ちに、本件のような事態が発生する危険性が存在するというものではない。

しかしながら、現在、複数名の取締役が創業者一族であり、会社の要になっていること等を考えると、今後、それらの人物によって本件同様の行為が行われ、その際、誰一人としてその行為を制止・牽制することができないという事態に陥る危険性がないと断ずることはできない。

上場会社として一般投資家からの出資を求める立場にある以上、会社としては、早期に、創業者一族が権限を握った場合であってもその権限をほしいままに行使することができないような、通常より一層堅固なコンプライアンス体制を構築することが望まれる。

以上